

旧優生保護法とは、平成8年まで存在していた法律です。 ゆうせいじょう けんち ふりょう しそん しゅっせい ぼうし 「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、 たい ほんにん いし はん しょう ふにん しゅじゅつ 障がいのある方などに対し、本人の意思に反する不妊手術などが行 われていました。 へいせい 年 がつ いこう ぜんこく たすう さいばん きゅうゆうせい ほ ご ほう お 平成30年1月以降,全国で多数の裁判が起きており、旧優生保護法 きょうせい ふにん しゅじゅつ う ひがいしゃ かた のもとで強制不妊手術を受けさせられた被害者の方などが、国に たい しゃざい ほしょう **、謝罪と補償を求めています。** ひがい うった かたがた こえ これまで被害を訴えることのできなかった方々の声を聞くため、新潟 けん べんごし かい じょうじ でんわ そうだん う 県弁護士会では、常時、電話ファックス相談を受け付けています。

旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶を受けた
ゕた ゕぞく ゅうじん そうだん くだ
方・そのご家族・ご友人、どなたでもご相談下さい。

のぞ ふにんしゅじゅつ じんこう にん しんちゅうぜつ

きゅうゆうせい ほご ほう

しゅ さい にいがたけん べんご し かい

主 催:新潟県弁護士会